国家公務員の懲戒処分の公表に関する質問主意書

提出者

Щ

本

孝

史

国家公務員の懲戒処分の公表に関する質問主意書

社会保険庁では、 コンピ ユ] ターを操作して不当な利益を得るさまざまな犯罪が発生している。 しかし、

懲戒免職となった場合でも、 その事案がどのようなものであったのかという客観的事実さえも公表されてお

らず、国民は事実を知ることができない。

社会保険庁によれば 「公表を拒む理由は、 他省庁へ影響を与えるのではないかとの懸念がある」とのこと

である。 ところが、 年間懲戒免職者数の最も多い郵政省では 「内部犯罪については原則公表」との立場であ

る。

懲戒免職」 にあたるような悪質な不正行為については、 再発防止と綱紀粛正に資するために事案の内容

を公表すべきであるとの観点から、以下質問する。

過去五年間に何件あり、 社会保険庁において、 そのような犯罪の原因をどのように認識しているか。 コンピューターを用いて不当な利得を得る職員の犯罪は、 報告のあったケー スで

二 このような犯罪には具体的にはどのような類型の事案が多いのか、 代表的な不正事案の類型を明らかに

せよ。

三 厚生省が公表をためらう「他省庁へ の影響」 とは、 具体的にどの省庁へのどのような影響を想定 してい

るのか答えよ。

兀 社会保険庁は、 後を断たないこのような不正事案の再発防止策を、 社会保険庁次長を中心に検討中と聞

く。その再発防止策を明らかにせよ。

五. 年間百名以上の懲戒免職者を含む懲戒処分の最も多い郵政省であっても、 内部犯罪の懲戒事案は原則公

表である。 厚生省を始め全ての省庁は、 再発防止と綱紀粛正 のため重大な不正事案は一定の基準を設けて

公表すべきであると考える。認識を伺う。

六 人事 院は、 懲戒免職となった事案など悪質な不正行為については、 定の基準を設けて公表に前向きと

聞くが、認識を伺う。

右質問する。